

札幌市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例

札幌市老人休養ホーム条例(昭和48年条例第51号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条の2第1項の表パットゴルフ場及びパークゴルフ場の項中「パットゴルフ場及び」を削る。
- (2) 第5条第2項中「、パットゴルフ場」を削る。
- (3) 別表1(1) 宿泊(1人1泊につき)の表中

3,300円		3,700円	
3,900円	を	4,300円	に改め、
3,200円		3,600円	
「		「	
」		」	

別表1(2) 休憩の表中

630円		700円	
950円		1,100円	
630円	を	700円	に改め、
2,100円		2,300円	
1,050円		1,200円	
「		「	
」		」	

別表1(3) パットゴルフ及びパークゴルフ(1人1回につき)の表中「パットゴルフ及び」を削り、

「

パットゴルフ	パークゴルフ
250 円	150 円
400 円	200 円
200 円	100 円

を

」

「

パークゴルフ
170 円
220 円
110 円

に改め、

」

別表 1 備考 1 中「320 円」を「350 円」に改め、同表中備考 4 を削り、備考 5 を備考 4 とする。

(4) 別表 2 中「・パットゴルフ」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 の規定は、この条例の施行の日以後に始める利用に係る利用料について適用し、同日前に始めた利用に係る利用料については、なお従前の例による。

(理 由)

老人休養ホームの利用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。